

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
【関西文化学術研究都市建設促進法に基づく固定資産税の不均一課税】 文化学術研究地区内における文化学術研究施設の新増設について、国土交通大臣より「建設計画」の達成に資することの証明を受けた事業者で、新増設する投下固定資産額が4.5億円以上であること		適用税率 1年目:0.14% 2年目:0.467% 3年目:0.933%	償却資産、家屋及びその敷地である土地に賦課される固定資産税 (土地については、取得から1年以内に家屋の建設の着手があった場合)	3年間
【地域未来投資促進法に基づく固定資産税の課税免除】 令和2年4月1日以降に奈良県知事より「地域経済牽引事業計画」の承認※を受けた事業者で、上記計画に従い新増設する投下固定資産額が1億円超(農林漁業関連業種は5,000万円超)であること ※奈良県知事の承認で足り、国(主務大臣)による課税特例の確認は不要。		課税免除	家屋、構築物及びその敷地である土地に賦課される固定資産税 (土地については、取得から1年以内に家屋又は構築物の建設の着手があった場合)	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容	
サテライトオフィス等設置推進補助金	R2.10 施行	(1) 奈良県内に本社及び事業所がない企業 (2) 3年以上継続して事業を行っており、従業員を5人以上雇用している企業 (3) 市が定義する IT・クリエイティブ系の事業や業務を実施するサテライトオフィス等を開設すること (4) 設置するサテライトオフィス等の面積が10㎡以上であり、3年以上操業を継続することが見込まれていること	企業がサテライトオフィス等を設置する際の施設整備経費、設備投資費、什器・機器導入費、求人活動費、賃借料(最大7か月分、共益費を含む)の1/2を交付	
			面積	補助上限額
			100㎡以上	500万円※
			50㎡以上 100㎡未満	200万円※
			30㎡以上 50㎡未満	50万円
10㎡以上 30㎡未満	30万円			

		(5) 市の企業誘致の広報に協力すること	<p>市が所管するシェアオフィスの個室、又は市が認定するシェアオフィスの個室への入居の場合</p> <p>30㎡以上→50万円</p> <p>10㎡以上30㎡未満→30万円</p> <p>※本社を設置する場合は、本社設置加算 100万円</p>																		
奈良市産業用地開発促進奨励金	R2.10 施行	<p>(1) 奈良市の開発許可を受けて、<u>3,000㎡以上の区画を2つ以上有する産業用地を整備すること</u></p> <p>(2) 奨励金の交付決定を受けた日から5年を経過する日までの間に、産業用地内の 3,000㎡以上の区画2つ以上につき、誘致対象業種の企業と売買契約又は賃貸借契約を締結し、かつ、当該契約を締結した企業が操業を開始すること</p>	<p>企業が操業開始した区画面積に応じた奨励額×区画数を奨励金として交付</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区画面積</th> <th>奨励額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,000㎡以上</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>4,000㎡以上</td> <td>400万円</td> </tr> <tr> <td>5,000㎡以上</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>6,000㎡以上</td> <td>600万円</td> </tr> <tr> <td>7,000㎡以上</td> <td>700万円</td> </tr> <tr> <td>8,000㎡以上</td> <td>800万円</td> </tr> <tr> <td>9,000㎡以上</td> <td>900万円</td> </tr> <tr> <td>10,000㎡以上</td> <td>1,000万円</td> </tr> </tbody> </table>	区画面積	奨励額	3,000㎡以上	300万円	4,000㎡以上	400万円	5,000㎡以上	500万円	6,000㎡以上	600万円	7,000㎡以上	700万円	8,000㎡以上	800万円	9,000㎡以上	900万円	10,000㎡以上	1,000万円
区画面積	奨励額																				
3,000㎡以上	300万円																				
4,000㎡以上	400万円																				
5,000㎡以上	500万円																				
6,000㎡以上	600万円																				
7,000㎡以上	700万円																				
8,000㎡以上	800万円																				
9,000㎡以上	900万円																				
10,000㎡以上	1,000万円																				
奈良市中小企業資金融資規則	S39.6.15 制定	<p>(1) 奈良県信用保証協会の保証制度による信用保証を受けることができる者であること</p> <p>(2) 次のいずれかに該当すること</p> <p>【中小企業事業資金、小規模企業小口事業資金】</p> <p>個人：市内に居住(住所登録)または事業所を有する</p> <p>法人：主たる事業所(本店登記)が市内に所在</p> <p>※(小規模企業小口資金のみ) 全国小口零細企業保証制度の要件を満たすこと</p> <p>【創業支援資金】</p> <p>① 市内に居住</p> <p>② 市内に事業所を有する(創業後5年未満)、または事業を行う具体的計画を有する</p>	<p>・保証料の 70%を市が負担 ※(認定枠)については市が 100%負担</p> <p>・連帯保証人は原則不要(法人は原則として代表者のみ)</p> <p>融資の種類と限度額</p> <p>【中小企業事業資金】</p> <p>1,500万円(利率:年 1.5%以下)</p> <p>【小規模企業小口事業資金】</p> <p>1,000万円(利率:年 1.0%以下)</p> <p>【創業支援資金】</p> <p>1,000万円(利率:年 1.0%以下)</p> <p>【中小企業支援事業資金(認定枠)】</p> <p>1,500万円(利率:年 0.5%以下)</p> <p>【企業立地事業資金(認定枠)】</p> <p>1,000万円(利率:年 0.5%以下)</p>																		

		<p>③創業関連について、「事業を行う 具体的計画を有する」中小企業者 においては「創業・再挑戦計画書」 が必要</p> <p>【中小企業支援事業資金(認定 枠)】</p> <p>①個人:市内に居住(住所登録)ま たは事業所を有する</p> <p>法人:主たる事業所(本店登記)が 市内に所在</p> <p>②奈良市産業政策課が主催する中 小企業支援事業の参加実績がある (詳細は奈良市ホームページにて 確認)</p> <p>【企業立地事業資金(認定枠)】</p> <p>①市内に事業所を有する</p> <p>②奈良市と企業立地協定を締結し た事業者とする</p> <p>(詳細は奈良市ホームページにて 確認)</p> <p>(3)市税を完納していること</p>	
--	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

詳しくはこちら ([奈良市による中小企業融資制度について](#))

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
大和高田市企業誘致促進条例	H26.6.19 制定 R3.4.1 改正	○新設、増設、移転に伴う建物及び償却資産の投下固定資産額が 3,000 万円以上(中古物件も対象)の商業・工業等施設を設置した事業者 ※全業種対応(一部要件あり)	【事業所設置奨励金】 固定資産税額の1/2を5年間交付
		○事業所設置奨励金の要件を満たし、開業日前後 90 日以内に市内在住者を新規常時雇用従業員として雇用した事業者	【雇用促進奨励金】 従業員1人につき 20 万円を1回交付 (限度額 1,000 万円)

〈融資〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
大和高田市中心小企業資金融資等に係る 利子補給規則	R7.4.1 制定	【特別融資】 ①個人の場合、1年以上市内に住所を有していること 法人の場合、1年以上市内に本店を有し、かつ本市の市民税が課税されていること ②同一事業を1年以上営んでおり、今後も継続して営むことが確実であること ③市税を滞納していないこと ④保証協会の信用保証を受けることができること 等 【創業者支援融資】 ①市内で創業する具体的な計画があることまたは市内で創業後、1年未満であること ②市が定めた創業支援事業計画に基づく所定のセミナーを受講していること ③市町村税を滞納していないこと	保証料全額と貸付利率の2分の1(上限1%)を市が負担 【特別融資】 ・設備資金(7年以内):1,500 万円 ・運転資金(5年以内):1,000 万円 【創業者支援融資】 ・設備資金(7年以内):1,000 万円 ・運転資金(5年以内):1,000 万円

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
大和郡山市工場等設置奨励条例	H25.9.20	<p>○新設(市内に工場を有しない者が新たに工場を設置)</p> <p>○増設(市内に工場を有し、継続して操業する者が工場の拡張、別棟の設置)</p> <p>○移転(市内に工場を有する者が当該工場等を廃止し新たに工場を設置)</p> <p>以下の要件のすべてを満たすもの</p> <p>①指定区域内に対象業種の事業所等の設置をすること</p> <p>②県より「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた事業者又は奈良県企業立地促進事業補助金交付要綱により認定を受けている事業者</p> <p>③投下固定資産額1億円以上(家屋及び償却資産)</p> <p>④奈良県生活環境保全条例その他の法令に規定する公害防止のための適正な措置を講じていること</p> <p>⑤市税、その他公課を滞納していないこと</p> <p>⑥完全操業開始日までに奨励措置を受ける意思を市長に届出ていること</p>	<p>奨励金</p> <p>○工場等設置奨励金</p> <p>前年度に賦課された固定資産税額相当額</p> <p>限度額:1億円(3年間の合計)</p> <p>期間:3年間</p> <p>○雇用促進奨励金</p> <p>操業開始前後6ヶ月の間に、市内在住の新規雇用従業員を1年以上常用雇用従業員として雇用する場合、1人につき20万円</p> <p>(上限1,000万円)</p>

〈融資〉

条例名	対象者の要件	内 容
	<p>①個人:市内に引き続き1年以上住所を有していること</p> <p>法人:市内に引き続き1年以上事業所を有していること</p> <p>②運転資金・設備資金:引き続き6ヶ月以上、同一事業を営んでいること</p> <p>店舗改造資金:引き続き1年以上、同一事業を営んでいること</p>	<p>・信用保証料:全額市が負担(※)</p> <p>・貸付利率の1%を市が補助</p> <p>・融資限度額</p> <p>運転資金:700万円(3年以内)</p> <p>設備資金:700万円(4年以内)</p> <p>店舗改造資金:1,000万円(7年以内)</p> <p>※事業者選択型経営者保証非提供制度利</p>

	③市税を滞納していないこと ④奈良県信用保証協会の信用保証を受けることができること	用時の上乗せ分を除く。
--	----------------------------------------------	-------------

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
天理市企業立地支援条例	H7.3	<p>○新設・増設・移設 次の要件に該当し、市長が企業立地奨励事業者として指定したもの</p> <p>① 市内に事業所(事業の用に供するため、直接必要な人的施設、物的設備及び事業の継続性を備えた施設)を設置すること</p> <p>② 市と公害防止協定を締結すること</p> <p>③ 投下固定資産総額1億円以上であること(借地可) 増設の場合は5,000万円以上 ※中小企業にあつては1,000万円以上(増設の場合、500万円以上) 用地取得後3年以内の操業は用地費を含めることができる</p> <p>④ 営利を目的として継続的に事業を営む法人又は個人が設置する事業所(販売用及び賃貸用は含まない) ※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業及びこれに類する営業でないこと</p>	<p>事業所設置奨励金</p> <p>○操業開始後初めて事業所に係る固定資産税が賦課された年度の翌年度から起算して3年間または5年間(選択制)</p> <p>○投下固定資産に対し各交付年度の前年度に賦課された固定資産税額に相当する額を次の割合で奨励金として交付</p> <p>① 3年間 100/100 ② 5年間 60/100</p> <p>雇用促進奨励金</p> <p>○操業開始後初めて事業所に係る固定資産税が賦課された年度の翌年度に交付</p> <p>○交付される年度の4月1日において、過去1年以上雇用している常時雇用従業員(操業開始に伴う新規雇用従業員で市内に住所を有する者に限る)について、5人を超える1人につき20万円(限度額2,000万円)</p> <p>※中小企業にあつては、2人を超える1人につき20万円(限度額2,000万円)</p>
天理市中小企業融資規則		<p>【運転資金】 融資限度額:500万円 融資期間:5年以内</p> <p>【設備資金】 融資限度額:500万円 融資期間:5年以内</p> <p>【店舗改造資金】 融資限度額:1500万円 融資期間:7年以内</p> <p>※ただし、融資額500万円以下の場合、5年以内</p> <p>・市内に引き続き1年以上居住(法人にあつて</p>	<p>・年1%を上限とした貸付利率の利子補給があります</p> <p>・債務保証料は市が全額負担</p>

		<p>は、事業所が所在)していること</p> <ul style="list-style-type: none">・引き続き1年以上同一事業を営んでいること・市税を滞納していないこと・この制度に係る債務がないこと。・許可、認可等が必要な事業の場合はその許可、認可等を受けていること。	
--	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
橿原市企業立地促進奨励金交付要綱	H24.2	<p>○新設</p> <p>○増設(指定地域内の既存事業所等)</p> <p>○移転(指定地域内の既存事業所等)</p> <p>以下の要件のすべてを満たすもの</p> <p>①指定地域内に対象事業所等の設置をすること</p> <p>②公害等の発生防止の措置をしていること</p> <p>③投下固定資産額(家屋及び償却資産のみ)が3,000万円以上であること</p> <p>④市税の滞納がないこと</p> <p>⑤設置対象事業所等が宿泊施設の場合、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第6項第4号に規定する営業に該当しないこと</p> <p>⑥対象事業所等の工事着工までに事業計画書を市長へ提出していること。</p>	<p>【事業所等設置奨励金】</p> <p>事業所等の操業開始後、初めて当該事業所等に係る固定資産税が賦課された翌年度から3か年の固定資産税額相当分(家屋・償却資産分 100/100)</p> <p>【雇用促進奨励金】</p> <p>操業開始日前 90 日から同日以後 30 日までの間に、市内在住の新規雇用従業員を規定の期間常用雇用従業員として3人以上雇用する場合、1人につき 30 万円(上限 900 万円)</p>
先端設備等導入計画に基づく固定資産税の特例(軽減)	H30.6	<p>以下の全てを満たすもの</p> <p>○中小企業等経営強化法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者のうち、資本金 1 億円以下の法人、従業員数 1,000 人以下の個人事業主等であること(ただし、いわゆる「みなし大企業」は除く)</p> <p>○橿原市内の事業所に設備等を導入すること</p> <p>○設備等導入により、労働生産性が年平均 3%以上向上すること</p> <p>○投資利益率が年平均5%以上の投資計画に記載された設備であること</p> <p>※固定資産税の特例を受けるためには、先端設備等導入計画について認定を受ける必要があります。認定の要件やその他詳細については、橿原市ホームページをご確認ください</p>	<p>下記のとおり、設備導入から一定期間、固定資産税(償却資産)の課税標準が軽減されます。</p> <p>①1.5%以上の賃上げ表明されたもの:3年間、課税標準を1/2に軽減</p> <p>②3%以上の賃上げ表明されたもの:5年間、課税標準を1/4に軽減</p>

〈融資〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
<p>樺原市特別小口融資規則</p> <p>樺原市緊急融資規則</p>	<p>H6.3</p> <p>H20.12</p>	<p>以下の要件のすべてを満たすもの</p> <p>①中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者であること</p> <p>②利用しようとする当市融資制度に係る債務がないこと</p> <p>③個人:市内に住所を有すること 法人:市内に事業所を有し、本市の市民税が課税されていること</p> <p>④保証協会の保証対象業種を営んでいること</p> <p>⑤市税の滞納がないこと</p>	<p>【共通】</p> <p>○保証協会の信用保証料は全額市が負担(経営者保証非提供選択時の上乗せ分は除く)</p> <p>○資金用途:運転資金又は設備資金又はその両方</p> <p>【特別小口融資】</p> <p>○資金限度額:1,000万円</p> <p>○融資期間:5年以内</p> <p>○貸付利率:1.26%</p> <p>【緊急融資】</p> <p>○資金限度額:200万円</p> <p>○融資期間:3年以内</p> <p>○貸付利率:0.9%</p>
<p>樺原市創業支援融資規則</p> <p>樺原市創業支援融資利子補給金交付要綱</p>	<p>H28.3</p> <p>H29.7</p>	<p>以下の要件のすべてを満たすもの</p> <p>①中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者として創業しようとする者であること</p> <p>②個人:市内に住所があり事業を行う具体的計画を有していること 法人:市内で創業し、事業を行う具体的計画があること</p> <p>③創業する事業が、保証協会の保証対象業種であること</p> <p>④市税の滞納がないこと</p>	<p>○保証協会の保証料は不要(経営者保証非提供選択時の上乗せ分は除く)</p> <p>○資金用途:運転資金又は設備資金又はその両方</p> <p>○事業を開始する前に申請すること</p> <p>○資金限度額:1,000万円</p> <p>○融資期間:7年以内</p> <p>○貸付利率:1.00%</p>

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
桜井市工場誘致条例	S37.12 H24.3 改正	(1)自社工場設置企業 事業用地の取得費用を除く投下固定資産額が1億円以上 (増設の場合は5千万円以上) (2)貸し工場設置企業 事業用地の取得費用を除く投下固定資産額が1億円以上 (新設のみ) (3)貸し工場入居企業 賃貸施設設置奨励金交付の対象となる貸し工場への入居者	(1)企業立地奨励金又は賃貸施設設置奨励金 ・固定資産税等の6割相当額 (最大1億円) ・期間:5ヶ年度 (2)賃貸施設入居奨励金 ・固定資産税の6割相当額 (最大1億円) ・期間:5ヶ年度 (3)埋蔵文化財発掘奨励金 ・埋蔵文化財発掘に要した経費の2割相当額 (固定資産税等の2割を超えない額) (4)雇用奨励金 ・市内在住の新規常用雇用者ひとりあたり10万円 (最大300万円)
桜井市中小企業融資保証規則	S57.4	【中小企業融資】 ① 信用保証協会の信用保証を受けることができること	○信用保証料の7割を市が負担 ○貸付利率の1/2を市が補助(上限1%) ＜融資限度額・融資期間＞
桜井市宿泊事業者融資保証規則	H30.12	② 個人;市内に引続き6ヶ月以上住所を有していること 法人;市内に引続き6ヶ月以上事業所を有し、市内に法人登記があること	【中小企業融資】 700万円・5年以内 【宿泊事業者融資】 3,000万円・10年以内
桜井市木材産業特別融資保証規則	S57.4	③ 引続き6ヶ月以上同一事業を営んでいること ④ 市税等を完納していること ⑤ 市制度融資の残高がないこと ⑥ 暴力団員等に該当しないこと 【宿泊事業者融資】 上記①～⑥に加え、旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業を営む方、同法同条第3項に規定する簡易宿所営業を営む方又は住宅宿泊事業法第2条第4項に規定する	【木材産業特別融資】 1,000万円・4年以内 【創業者向け中小企業融資】 1,000万円・7年以内

	<p>住宅宿泊事業者であること</p> <p>【木材産業特別融資】</p> <p>上記①～⑥に加え木材業者であること</p> <p>【創業者向け中小企業融資】</p> <p>① 信用保証協会の創業関連保証を受けることができること</p> <p>②これから新たに事業を営む方又は事業を営んでから5年未満の方であつて、次のいずれかに該当すること</p> <p>(ア)桜井市に住所を有していること</p> <p>(イ)桜井市に登記されている事業所を有していること</p> <p>(ウ)桜井市内で新たに事業を営む具体的な計画を有している、又は現に事業を営んでいること</p> <p>③ 市税等を完納していること</p> <p>④ 市制度融資の残高がないこと</p> <p>⑤ 暴力団員等に該当しないこと</p>	
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

詳しくはこちら [\(桜井市による工場誘致奨励金制度について\)](#)、[\(桜井市中小企業者向け融資保証制度について\)](#)

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」及び「五條市過疎地域における市税の特別措置条例」に適合するもの 資本金 合計取得価額 500 万円以上 製造業及び旅館業については 5,000 万円超 1,000 万円以上 1 億円超 2,000 万円以上	—	課税免除	固定資産税 土地・建物(土地取得後一年以内に建物を建築)・機械及び装置	3年間
県から「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた事業者が、当計画に従い行う新増設 1億円以上 (農林漁業関連業種は 5,000 万円以上)	—	課税免除	固定資産税 土地・建物(土地取得後一年以内に建物を建築)・構築物	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
五條市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例	H22.9	○新設、増設、移設 以下のどれかに該当するもの ① 投下・増加固定資産総額 5,000 万円以上かつ新規雇用者5人以上 ② 投下・増加固定資産総額 50 億円以上かつ新規雇用者 25 人以上 ③ 投下・増加固定資産総額 100 億円以上かつ新規雇用者 50 人以上 ※対象施設・・・製造業、情報通信業、物流関連業、宿泊業、学術・開発研究機関の用に供される施設。	奨励金 ○企業立地促進奨励金: 10 年間 ①固定資産税相当額の 70/100 (限度額 4億円) ②固定資産税相当額の 75/100 (限度額 8億円) ③固定資産税相当額の 80/100 (限度額 50 億円) ○雇用促進奨励金 1年以上の新規地元雇用者が5人以上の場合、1人につき 50 万円 (限度額 2,500 万円)

詳しくはこちら <https://www.city.gojo.lg.jp/kurashi/zeikin/5/11651.html>

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資産額(万円以上)	従業員(人以上)			
県から「地域経済牽引事業計画」の承認、国から先進性の確認を受けた事業者が、当計画に従い行う新增設 1億円超 (農林漁業関連業種は 5,000 万円超) ※その他要件詳細は御所市税務課にお問い合わせください。	—	課税免除	家屋、構築物及びその敷地に賦課される固定資産税	3年間
特別償却設備である家屋および償却資産の合計取得価格 製造業又は旅館業 個人または資本金の額等が 5,000 万円以下の法人…500 万円以上 資本金の額等が 5,000 万円を超え1億円以下の法人…1,000 万円以上 資本金の額等が1億円を超える法人…2,000 万円以上 情報サービス業等又は農林水産物等販売業…500 万円以上 ※土地取得費除く。 ※その他要件詳細は御所市税務課にお問い合わせください。	—	課税免除	家屋、機械及び装置、その敷地に賦課される固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名等	制定年月	対象者の要件	内 容
御所市工場等設置奨励条例	H21.9	○新設 ○増設・移転(市内の既存企業) 以下のすべてに該当するもの ①指定区域内に工場等の設置 ②投下固定資産(家屋及び償却資産のみ)の取得価額の合計額が 3,000 万円以上 ③公害防止の適正措置 ① 市税、国保税その他公課を滞納していないこと	奨励金 ○固定資産税奨励金:3年間 前年度投下固定資産に賦課された固定資産税相当額 《課税免除の適用事業者は課税免除対象分を除く》 ○雇用促進奨励金 (課税免除の適用事業者も対象) 操業開始日の前後6ヶ月間に新た

		<p>② 操業開始日までに奨励措置を受ける意思を市長へ届出していること</p>	<p>に雇用した市内在住の常時雇用従業員1人につき 20 万円(上限 1,000 万円)</p> <p>○設備投資奨励金 (課税免除の適用事業者も対象)</p> <p>投下固定資産(家屋及び償却資産のみ)取得価格合計額の1%(上限 1,000 万円)</p>
--	--	-----------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

29209

奈良県

生駒市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
(関西文化学術研究都市建設促進法に基づく固定資産税の特例) 次の(1)~(3)のすべての要件を満たすもの (1)建設計画の同意の日以降に文化学術研究施設の新設、増設及び取得された固定資産(土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合) (2)技術に関する研究開発の用に供される研究所用の施設で、その取得等に要する資金の額が4億円以上 (3)建設計画等の達成に資することの国土交通大臣の証明		不均一課税 初年度:0.14% 2年度:0.467% 3年度:0.933%	償却資産若しくは家屋又はその敷地ある土地に賦課される固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
生駒市企業立地促進条例	H24.10.9 制定 H24.11.1 施行 H30.3.28 一部改正	【新設】 土地を除く固定資産投資額が2億円以上、又は、取得・賃借の用地等の面積が1,500平方メートル以上 【増設・貸工場の利用】 土地を除く固定資産投資額が1億円以上、又は、取得・賃借の用地等の面積が1,500平方メートル以上	【事業所設置補助金】 ・操業開始の翌年度に交付 ・土地を除く固定資産投資額の100分の10 【雇用促進補助金】 ・操業開始の翌年度に交付 ・市内新規常用雇用者1人につき40万円 ・交付限度額は、事業所設置補助金と雇用促進補助金の合計が5,000万円 【操業支援補助金】 ・操業開始後、最初の固定資産税の課税年度の翌年度から3年間交付 ・土地を除く固定資産税額の 1年目は10分の9、 2年目は3分の2、 3年目は3分の1 ・交付限度額は、3年間の合計が3,000万円

<p>生駒市中小企業融資規則</p>	<p>H12.3.31 制定 R4.4.1 一部改正</p>	<p>【事業融資資金】</p> <p>①個人：市内に引き続き1年以上住所を有していること</p> <p>法人：市内に引き続き1年以上登記されている事業所を有していること</p> <p>②5年以上、同一事業を営んでいること</p> <p>③市税を滞納していないこと</p> <p>【創業支援資金】</p> <p>①個人：市内に居住している、又は、これから市内で事業を営む具体的計画を有すること</p> <p>法人：市内に事業所を有している、又は、これから市内で事業を営む具体的計画を有すること</p> <p>②創業後5年以内であること</p> <p>③市税を滞納していないこと</p>	<p>・信用保証料の100%を補助</p> <p>・担保と保証人は原則不要（法人は保証協会が求めた保証人が連帯保証人となる場合あり）</p> <p>・補償限度額</p> <p>【事業融資資金】</p> <p>1,000万円（ただし、企業立地促進事業補助制度を利用した場合は3,000万円、再生可能エネルギー電気供給に係る事業融資は1億円）</p> <p>【創業支援資金】</p> <p>1,000万円</p>
--------------------	--------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

詳しくはこちら([生駒市中小機業融資制度のページ](#))

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
香芝市企業立地推進条例	H27.12	<p>【新設】土地を除く固定資産投資額が5,000万円以上</p> <p>【増設・移設・建替え】土地を除く固定資産投資額が3,000万円以上</p> <p>【対象業種】</p> <p>① 奈良県未来投資促進基本計画において選定された地域の特性を活用した分野に係る産業のうち下記の業種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大分類E製造業(中分類番号 17 石油製品・石炭製品製造業を除く) ・大分類G情報通信業のうち、中分類番号39 情報サービス業、40 インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業 ・大分類番号H運輸業、郵便業のうち、中分類番号44 道路貨物運送業、小分類番号484 梱包業 ・コールセンター、バックオフィス <p>②その他企業立地を推進する業種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大分類I卸売業、小売業 ・大分類M宿泊業、飲食サービス業のうち、小分類番号 751 旅館、ホテル(ラブホテルを除く。) ・大分類O教育、学習支援業のうち、小分類番号 812 小学校、813 中学校、義務教育学校、814 高等学校、中等教育学校、815 特別支援学校、816 高等教育機関、817 専修学校、各種学校 ・大分類P医療、福祉のうち、小分類番号 831 病院 	<p>【事業所設置補助金】(対象業種①のみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地を除く固定資産投資額の5%を補助(限度額)1,500万円 <p>【雇用促進補助金】(対象業種①及び②)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内新規常用雇用者及び転入常用雇用者1人につき50万円(限度額)2,500万円 <p>【操業支援補助金】(対象業種①及び②)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・操業開始後、最初に固定資産税が賦課される年度から3年度の間における固定資産税相当額を100%補助(限度額)3年間の合計額が1,000万円
香芝市中小企業設備促進補助金交付要綱	H26.10.1	<p>■新事業活動のための設備の取得又は更新を行う中小企業者が市内の事業所に設備投資を行う場合で、次の(1)～(4)のすべてに該当するもの</p>	<p>1台 500万円以上の償却資産に対し、取得価額に10/100を乗じて得た額以内(限度額150万円)</p> <p>(中古品・リース契約は対象外。市内の事</p>

		<p>(1) 市内で現に事業活動を1年以上行っていること</p> <p>(2) 市税に滞納がないこと</p> <p>(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業を営むものでないこと</p> <p>(4) 香芝市暴力団排除条例に規定する暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと</p>	業所に設置するものに限る。)
香芝市中小企業資 金融資規則	H11.7	<p>【運転資金】 引き続き1年以上市内に住所(法人にあっては事業所の本店)を有し、かつ同一事業を1年以上継続して経営している中小企業者</p> <p>【設備資金】 次のいずれかに該当し、市内に設備投資を行うもの</p> <p>① 引き続き1年以上市内に住所(法人にあっては事業所の本店)を有し、かつ同一事業を1年以上継続して経営している中小企業者</p> <p>※ただし①にあっては、市外事業所への設備投資も可 (上限 1000 万円)</p> <p>② 市内において継続して1年以上同一事業を経営している中小企業者</p> <p>③ 市外において引き続き3年以上同一事業を経営しており、新たに市内に事業所を設置する計画を有している中小企業者</p> <p>④ 引き続き1年以上市内に住所を有し、かつ、市外で引き続き1年以上同一事業を経営しており、新たに市内に事業所を設置し、設備投資をする計画を有する中小企業者</p> <p>【創業支援資金】 次のいずれかに該当する者、または創業後1年未満の中小企業者であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>① 市内に住所を有しているもの</p>	<p>○貸付利率の1/2の率または1%を市が補助</p> <p>○信用保証料の7割を市が補助</p> <p>〈融資限度額・融資期間〉</p> <p>【運転資金】500 万円・5年以内</p> <p>【設備資金】1000 万円・7年以内 (特例設備資金)融資額が 1000 万円を超えるもの 3000 万円・10 年以内</p> <p>【創業支援資金】 1000 万円7年以内</p>

		② 市内に事業所を有しているもの ③ 市内において新たに事業所を営む計画を有しているもの	
--	--	-------------------------------------------------	--

詳しくはこちら([香芝市中小企業資金融資制度のページ](#))

<https://www.city.kashiba.lg.jp/soshiki/15/6417.html>

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資産額(万円以上)	従業員(人以上)			
県より「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた事業者が、当計画に従い新增設投下固定資産額1億円 (農林漁業関連業種は5,000万円以上)		課税免除	家屋、構築物及びその敷地に賦課される固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
葛城市中小企業資金融資制度	H17.3	<ul style="list-style-type: none"> ・市税の滞納がない ・奈良県信用保証協会の保証対象業種を営んでいる ・資金の使途が明確である(運転・設備の場合、開業資金は不可) ・融資金の返済見込みが確実である ・本融資制度を利用していない(借換は残り期間及び残高が当初融資金額の1/2以下となっている) ・本融資制度の保証人でない 許可・認可等必要な業種は許可・認可等を受けている 暴力団・暴力団員等でない <p>【創業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①新たに事業を営むもの又は営んでから1年未満 ②創関連保証制度(奈良県信用保証協会)の信用保証を受けることができる ③法人の場合は、葛城市に登録されている事業所を有している <p>個人の場合は、葛城市の住民基本台帳に録されている住所を有している</p> <p>【運転・設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①法人の場合は、葛城市に1年以上 	<p>融資利率</p> <p>令和7年度 年1.8%(固定利率)</p> <p>そのうち市が0.8%補給</p> <p>※長期プライムレートの変動により10月1日以降の融資申し込み分から融資利率変更の可能性あり</p> <p>信用保証料</p> <p>市が70%助成、申請者は30%負担</p> <p>【創業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創業資金(限度額)1,000万円 (返済)60か月以内(据え置き6か月以内) <p>【運転・設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転資金(限度額)500万円 (返済)48か月以内 ・設備資金(限度額)1,000万円 (返済)60か月以内(据え置き6か月以内)

		事業所を有し、1 年以上同一事業を引き続き経営している中小企業者 個人の場合は、葛城市に 1 年以上居住し、1 年以上同一事業を引き続き経営している中小企業者	
--	--	------------------------------------------------------------------------------------	--

29212

奈良県

宇陀市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
宇陀市企業誘致条例	H21.4	○新設・増設・改修・移転	奨励金 ○前年度固定資産税相当額 ○期間 5年間
	H26.7 改正	以下の要件に適合するもの ①事業所等の設置場所が市内であること ②事業所等の周辺の環境に十分配慮していること ③事業所等の用地を取得した日から起算して5年以内に当該事業所等の事業を開始すること ④事業の開始の日において、従業員数が新設にあつては5人以上、増設又は移設にあつては新たに3人以上雇用すること ⑤投下固定資産の取得に要した費用の総額が2,000万円以上であること ⑥市税を滞納していないこと ⑦風俗営業及び公序良俗に反する営業又はその他周辺環境に著しく害を及ぼすおそれのある事業でないこと	
		事業所誘致奨励事業者の指定を受け、雇用期間が事業を開始した日以後1年以上ある市内在住雇用者が3人以上いること。	新規雇用の市内在住雇用者1人につき 20 万円を補助(限度額 300 万円・1回限り)

29322

奈良県

山添村

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
山添村企業立地推進に関する条例	S63. 1	<p>○新設・増設・建替え</p> <p>以下のどれかに該当するもののうち村長が 適当と認めるもの</p> <p>① 投下固定資産総額1億円以上</p> <p>② 投下固定資産総額5億円以上</p> <p>③ 投下固定資産総額 10 億円以上</p> <p>④ 投下固定資産総額 30 億円以上</p> <p>※投下固定資産 10 億円以上の場合は、 常時雇用従業員数 30 人以上または村内在 住1/5以上</p>	<p>報償金</p> <p>○固定資産税に相当する額の一部を 予算の範囲内で</p> <p>① 1/2×3年以内</p> <p>② 1/2×4年以内</p> <p>③ 2/3×6年以内</p> <p>④ 3/4×8年以内</p> <p>※但し当条例は令和 9 年3月 31 日に その効力を失う</p>

29342

奈良県

平群町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
平群町工場等立地 促進条例	H24.4	<p>○新設・増設・移設</p> <p>以下のすべてに該当し、町長が工場等誘致奨励事業者として指定したもの。</p> <p>(1)～(4)のすべてに該当し、町長が工場等誘致奨励事業者として指定したもの</p> <p>(1)工場等の設置場所が指定地域であること</p> <p>(2)町と公害防止協定を締結すること</p> <p>(3)家屋及び償却資産の取得費の合計額が5,000万円以上であること</p> <p>(4)工場等の用地取得後3年以内に当該工場等の操業開始すること</p>	<p>工場等設置奨励金</p> <p>○操業開始後初めて工場等に係る固定資産税が賦課された年度の翌年度から3年間</p> <p>○各交付年度の前年度に賦課された固定資産税額に相当する額に、次の割合を乗じて得た額</p> <p>(1)初年度 100/100</p> <p>(2)2年度 75/100</p> <p>(3)3年度 50/100</p>

29345

奈良県

安堵町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準	措置事項	措置範囲	適用期間
○県より「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた事業者が、 当計画に従い新增設投下固定資産額が1億円以上（農 林漁業関係業種は 5,000 万円以上）	課税免除	固定資産税 （家屋、構築物及びその 敷地に賦課される固定 資産税）	3年間

29361

奈良県

川西町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準	措置事項	措置範囲	適用期間
<p>○対象事業者: 県の承認及び国の確認を受けた「地域経済牽引事業計画」に従って対象施設を設置した事業者。</p> <p>○対象施設: 家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地(※)で、取得価額の合計額が1億円(農林漁業関連業種は5千万円)を超えるもの。</p> <p>※土地については、その取得後1年以内に当該土地を敷地として家屋又は構築物の建設に着手したものに限る。</p>	課税免除	対象施設の用に供する家屋(事務所等に係るものを除く)、構築物及びその敷地に賦課される固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名等	制定年月	対象者の要件	内 容
川西町企業立地促進条例	H21.12	○新設・増設・移転 以下のすべてに該当するもの	【企業立地奨励金】 前年度固定資産税相当額の3/4を3年間
	H26.3 改正	①県より「地域経済牽引事業計画」の承認を受けていること	※増設の場合は、当該増設部分のみに適用
	R4.4 改正	②事業所の立地に伴う環境の保全について適切な措置	【雇用奨励金】 町内居住者を1年以上雇用した場合、1人につき20万円(限度額500万円)
	R5.9 改正	③投下固定資産総額1億円以上 ④従業員数 常時10人以上 ⑤町税を滞納していないこと。 ⑥暴力団又は暴力団等が経営に関与している事業者と密接な関係を有していない。	【治水対策奨励金】 規定する貯留量を超える場合、超えた貯留量1㎡当たり5万円を乗じて得た額(限度額300万円)

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準	措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)			
○県または国より「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた事業者が、当計画に従い新增設の投下固定資産額が1億円超(農林漁業関係業種は5,000万円超)	課税免除	固定資産税 (家屋、構築物及びその敷地に賦課される固定資産税)	3年度分

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
三宅町企業立地促進条例	H25.7.1	<p>【対象地域:準工業地域、市街化調整区域(法令等により事業所の設置が認められる場合に限る)】</p> <p>○業種:製造業、道路貨物運送業、倉庫業を行う者</p> <p>○新設・増設・移転(町内の既存企業)</p> <p>①～⑤のすべてに該当するもの</p> <p>①-1 新設の場合</p> <p>・敷地面積が900㎡以上かつ、延床面積が400㎡以上</p> <p>①-2 増設の場合</p> <p>・拡充:延床面積が10%以上増加</p> <p>・全部建替:延床面積が増加</p> <p>・指定地域内に移転:延床面積が増加</p> <p>*既存の事業所を廃止しないで新たに事業所を建築する場合は、新たに建築する事業所と既存の事業所の延床面積の合計が既存の事業所の延床面積に比べ増加すること</p> <p>②投下固定資産総額が1億円以上</p> <p>③常用雇用者が3人以上</p> <p>④周辺地域の生活環境に適正な配慮を行っていること</p> <p>⑤暴力団関係者に該当しないこと</p> <p>※「企業立地奨励品交付奨励金」に関しては、上記の要件に加えて次の要件に該当する必要あり</p>	<p>【企業立地奨励金】</p> <p>投下固定資産税相当額の1/2</p> <p>期間:5年度分</p> <p>【雇用促進奨励金】</p> <p>町内居住者を1年以上雇用した場合、1人につき常用雇用者30万円、準常用雇用者20万円(10名まで)、短時間労働者10万円(10名まで)</p> <p>限度額:500万円</p> <p>【埋蔵文化財発掘奨励金】</p> <p>発掘調査に要した費用</p> <p>限度額:500万円</p> <p>【治水対策奨励金】</p> <p>規定する貯留量を超えたとき、超えた貯留量1㎡あたりに5万円を乗じて得た額</p> <p>限度額:300万円</p> <p>【給水装置設置奨励金】</p> <p>加入金の納付額の1/2</p> <p>【環境施設奨励金】</p> <p>太陽光発電施設の設置に要した費用の1/2</p> <p>限度額:300万円</p>

		<p>1. 新設かつ本社機能の移転であること</p> <p>2. 工場立地法に基づく特定工場に該当すること</p> <p>3. 投下固定資産総額が3億円以上</p> <p>4. 常用雇用者が10人以上</p> <p>■別途、用地提供者向けの奨励金もあります。</p>	<p>【緑地保全奨励金】</p> <p>規定する緑地面積を超えたとき、超えた面積1㎡あたりに1千円を乗じて得た額</p> <p>限度額:50万円</p> <p>【企業立地奨励品交付奨励金】</p> <p>※ 営業用自動車1台(本体と付属品)の購入に要した費用</p> <p>限度額:200万円</p>
三宅町商業施設等立地促進条例	H28.4.1	<p>【対象地域:市街化区域】</p> <p>○業種:卸売業、小売業、飲食サービス業、医療、福祉を行う者(風営法第2条に規定する営業に該当するものを除く)</p> <p>○新設・増設・移転(町内の既存企業)</p> <p>①～⑤のすべてに該当するもの</p> <p>①-1 新設の場合 100㎡以上</p> <p>①-2 増設の場合</p> <p>・拡充:延床面積が10%以上増加</p> <p>・全部建替:延床面積が増加</p> <p>・指定地域内に移転:延床面積が増加</p> <p>*既存の事業所を廃止しないで新たに事業所を建築する場合は、新たに建築する事業所と既存の事業所の延床面積の合計が既存の事業所の延床面積に比べ増加すること</p> <p>②投下固定資産総額が1,000万円以上</p> <p>③従業員が1人以上(常時勤務)</p> <p>④周辺地域の生活環境に適正な配慮を行っていること</p> <p>⑤暴力団関係者に該当しないこと</p> <p>【対象地域:市街化調整区域(法令等により事業所の設置が認められる場合に限る)】</p> <p>○業種:卸売業、小売業、飲食サービス業、医療、福祉を行う者(風営法第2条に規定する営業に該当するものを除く)</p> <p>○新設・増設・移転(町内の既存企業)</p> <p>①～⑤のすべてに該当するもの</p> <p>①-1 新設の場合</p> <p>・敷地面積が卸売業、小売業、飲食サービス業は900㎡以上</p>	<p>【商業施設等立地奨励金】</p> <p>投下固定資産税相当額の1/2</p> <p>期間:5年度分</p> <p>【雇用促進奨励金】</p> <p>町内居住者を1年以上雇用した場合、1人につき常用雇用者30万円、準常用雇用者20万円(5名まで)、短時間労働者10万円(5名まで)</p> <p>限度額:100万円</p> <p>【埋蔵文化財発掘奨励金】</p> <p>発掘調査に要した費用</p> <p>限度額:200万円</p> <p>【治水対策奨励金】</p> <p>規定する貯留量を超えたとき、超えた貯留量1㎡あたりに5万円を乗じて得た額</p> <p>限度額:100万円</p> <p>【給水装置設置奨励金】</p> <p>加入金の納付額の1/2</p> <p>【環境施設奨励金】</p> <p>太陽光発電施設の設置に要した費用の1/2</p> <p>限度額:100万円</p> <p>【緑地保全奨励金】</p> <p>規定する緑地面積を超えたとき、超えた面積1㎡あたりに1千円を乗じて得た額</p> <p>限度額:50万円</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・医療、福祉は 500 m²以上 ①ー2 増設の場合 ・拡充:延床面積が 10%以上増加 ・全部建替:延床面積が増加 ・指定地域内に移転:延床面積が増加 *既存の事業所を廃止しないで新たに事業所を建築する場合は、新たに建築する事業所と既存の事業所の延床面積の合計が既存の事業所の延床面積に比べ増加すること ②投下固定資産総額が 3,000 万円以上 ③従業員数が2人以上(常時勤務) ④周辺地域の生活環境に適正な配慮を行っていること ⑤暴力団関係者に該当しないこと 	
--	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資産額(万円以上)	従業員(人以上)			
<p>○対象事業者: 県の承認及び国の確認を受けた「地域経済牽引事業計画」に従って対象施設を設置した事業者。</p> <p>○対象施設: 家屋又は構築物及びそれらの敷地である土地(※)の取得価額の合計額が1億円超(農林漁業及びその関連業種は5,000万円超)のもの。</p> <p>※土地については取得後1年以内に家屋又は構築物の建設に着手したものに限り。</p>		課税免除	対象施設の用に供する家屋(事務所等に係るものを除く)、構築物及びその敷地に賦課される固定資産税	3年分

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
田原本町企業立地促進条例	H23.3 (R4.4.1 改正)	<p>○町内で事業所の新設、増設等を行う者で、事業所の設置に関する計画について、町長の認定を受けていること</p> <p>○町税等を滞納していないこと</p> <p>○暴力団等でないこと</p>	<p>奨励金</p> <p>○雇用促進奨励金 町内在住の新規雇用者1人に対し20万円(限度額400万円) 田原本町内への転入雇用者1人に対し10万円(限度額100万円)</p> <p>○治水対策促進奨励金 規定する貯留量を超えた施設を設置する場合、超えた貯留量1m³当たり5万円を乗じて得た額(限度額300万円)</p> <p>○埋蔵文化財発掘奨励金 発掘調査に要した費用(限度額500万円)</p> <p>○環境施設促進奨励金 太陽光発電施設又は雨水活用施設の設置に要した費用の1/2(限度額300万円)</p>

29385

奈良県

曽爾村

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
曽爾村起業等人材育成支援事業補助金	H28.4.1	<ul style="list-style-type: none">・村内に事業所等を設置し、又は設置しようとしている者(法人含む。)・20 歳以上 60 歳未満の者で住民基本台帳に登録されている者、又は村内に法人登記できる法人。・補助金交付後5年以上継続できる者(法人含む。)	<ul style="list-style-type: none">・予算の範囲以内で、補助対象経費の2分の1で上限 100 万円。

29401

奈良県

高取町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
県より「地域経済牽引事業計画」の認定を受けた事業者が、当計画に従い新增設投下固定資産額1億円以上		課税免除	固定資産税 (家屋、構築物およびその敷地に賦課される固定資産税)	3年間
特別償却設備である家屋及び償却資産の合計取得価格 製造業・旅館業 個人または資本金の額等が 5,000万円以下の法人…500万円以上 資本金の額等が 5,000万円を超え1億円以下の法人…1,000万円以上 資本金の額等が1億円を超える法人…2,000万円以上 情報サービス業等・農林水産物等販売業…500万円以上 ※土地取得費除く。 ※その他要件詳細はお問い合わせください。	—	課税免除	家屋、機械及び装置、その敷地に賦課される固定資産税	3年間

29402

奈良県

明日香村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
○県より「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた事業者が、当計画に従い新增設投下固定資産額1億円以上	—	固定資産税の課税免除(家屋、構築物及びその敷地に賦課される固定資産税)	—	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
明日香村にふさわしい産業立地の促進に関する条例	R3.3.12	<p>営利目的をもって継続的に経済活動を行う法人、その他適正と認める法人</p> <p>①～③のすべてに該当するもの</p> <p>①新設等をした事業所の延べ床面積が500㎡以上</p> <p>②投下固定資産額の総額が1億円以上</p> <p>③従業員を常時5人以上雇用</p>	<p>【企業立地新設等奨励金】</p> <p>投下固定資産税額の1/2相当</p> <p>期間:5年度分</p> <p>【雇用促進奨励金】</p> <p>村内在住従業員1人につき20万円(限度額500万円)</p> <p>【埋蔵文化財発掘奨励金】</p> <p>発掘調査に要した費用の1/2相当(限度額300万円)</p>
歴史的集落景観創出事業等の補助要件に関する基準	R4.4.1	<p>営利目的をもって継続的に経済活動を行う法人、その他適正と認める法人が、専ら事業の用途に使用する建築物の新築等</p>	<p>【建築物等の修景補助】</p> <p>建築物等の意匠形態を歴史的風土と調和させることに対する屋根瓦、外壁等に対する助成(限度額1,000万円)</p>

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
王寺町宿泊施設の誘致に関する条例	H30.3.22 制定	【借地奨励金】 下記①～⑤の要件をすべて満たし、あらかじめ町長の指定を受けた宿泊施設事業者 ① 宿泊施設を新設した宿泊施設事業者で、宿泊施設の敷地として土地を賃借し、その土地に係る借地料を負担すること ② 観光及び産業の振興に寄与するものであると町長が認めるものであること ③ 現に重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為をしていないこと ④ 次のいずれにも該当しないこと ア 暴力団 イ 暴力団員 ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者 ⑤ 納期限の到来した国税、県税、町税等を完納していること	【補助率】 借地料から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額の1/2 【補助上限額】 500万円 【交付対象期間】 指定宿泊施設の開業日の属する月から5年間
		【固定資産税奨励金】 下記①～⑤の要件をすべて満たし、あらかじめ町長の指定を受けた宿泊施設事業者 ① 宿泊施設を新設した宿泊施設事業者で、固定資産税を負担すること ② 観光及び産業の振興に寄与するものであると町長が認めるものであること ③ 現に重大な法令違反又は社会	【補助率】 指定宿泊施設に係る土地、家屋及び償却資産に課された固定資産税の1/2 【交付対象期間】 指定宿泊施設が開業した後、当該指定宿泊施設に対して初めて課された固定資産税を納付した年度の翌年度から起算して5年度間

		<p>的な信用を著しく損なう行為をしていないこと</p> <p>④ 次のいずれにも該当しないこと</p> <p>ア 暴力団</p> <p>イ 暴力団員</p> <p>ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者</p> <p>⑤ 納期限の到来した国税、県税、町税等を完納していること</p>	
		<p>【雇用奨励金】</p> <p>下記①～⑤の要件をすべて満たし、あらかじめ町長の指定を受けた宿泊施設事業者</p> <p>① 宿泊施設を新設した宿泊施設事業者で、常用雇用者を新たに雇用すること</p> <p>② 観光及び産業の振興に寄与するものであると町長が認めるものであること</p> <p>③ 現に重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為をしていないこと</p> <p>④ 次のいずれにも該当しないこと</p> <p>ア 暴力団</p> <p>イ 暴力団員</p> <p>ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者</p> <p>⑤ 納期限の到来した国税、県税、町税等を完納していること</p>	<p>【補助金額】</p> <p>常用雇用者の人数に10万円を乗じて得た額</p> <p>【補助上限額】</p> <p>300万円</p> <p>*常用雇用者…下記①～③の要件をすべて満たす雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者</p> <p>① 開業日の前6月から開業日の後6月までの間に雇用される者であること。</p> <p>② 雇用の日から1年以上継続して雇用される者であること。</p> <p>③ 雇用の日から1年を経過する日までの間、引き続き王寺町の住民基本台帳に記載されている者であること。</p>

詳しくはこちら↓

<https://www.town.oji.nara.jp/kakuka/somu/seisakusuishin/gyomuannai/hotelyuchi/index.html>

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
県及び国より「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた事業者が、当計画に従い新增設投下固定資産額1億円(農林漁業関連は5千万円以上)	—	課税免除	固定資産税 (償却資産については、所得税法施行令第6条第1号及び第2号について対象とする)	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
広陵町企業立地促進条例	H26.4.1	① 対象事業者 製造業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業の施設を新設又は増設した事業者。 ② 投下固定資産額 5,000 万円以上の事業者。 ③ 常用雇用者を2人以上雇用していること。 ④ 敷地外周部等を緑地保全(10/100)していること。	① 企業立地奨励金 前年度の固定資産税相当額に対して、投資額5億円未満、初年度 100/100、2年度 75/100、3年度 50/100 を支給。(期間:3年間) 投資額5億円以上 10 億円未満、初年度 100/100、2年度 75/100、3年度 50/100、4年度 50/100、5年度 50/100(期間:5年間) 投資額 10 億円以上 初年度 100/100、2年度 75/100、3年度 75/100、4年度 50/100、5年度 50/100、6年度 50/100、7年度 50/100(期間:7年間) ② 雇用奨励金 町内居住者を1年以上雇用した場合、常用雇用者 20 万円、準常用雇用者 15 万円、短時間労働者 10 万円を支給。(限度額 500 万円) ③ 緑地保全奨励金 緑地保全に要した費用について、1㎡当たり 1,000 円を支給。(限度額 200 万円) ④ 埋蔵文化財発掘調査奨励金 埋蔵文化財の発掘に要した費用の 1/2 を支給。(限度額 500 万円)

<p>広陵町商業施設立地促進条例</p>	<p>H26.4.1</p>	<p>① 対象事業者 小売業(飲食店業を除く施設で大規模小売店舗立地法に基づく届出が必要な施設)</p> <p>② 指定区域内において、事業所の敷地面積が市街化区域0.5ha、それ以外の区域1ha以上であること。</p> <p>③ 常用雇用者を2人以上雇用していること。</p> <p>④ 敷地外周部等を緑地保全(5/100)していること。</p> <p>⑤ 本町と防災協定を締結すること。</p>	<p>① 雇用促進奨励金 町内居住者を1年以上雇用した場合、常用雇用者 20 万円、準常用雇用者 10 万円、短時間労働者 5 万円を支給(限度額 500 万円)</p> <p>② 緑地保全奨励金 緑地保全に要した費用について、1㎡当たり 1,000 円を支給。(限度額 200 万円)</p> <p>③ 埋蔵文化財発掘調査奨励金 埋蔵文化財の発掘に要した費用の 1/2 を支給。(限度額 500 万円)</p>
----------------------	----------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

29441

奈良県

吉野町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準	措置事項	措置範囲	適用期間
<p>○製造業又は旅館業</p> <p>【資本金】 【取得価格】</p> <p>5,000 万円以下 500 万円以上</p> <p>1 億円以下 1,000 万円以上</p> <p>1 億円超 2, 000 万円以上</p> <p>○農林水産物販売業又は情報サービス業</p> <p>【資本金】 【取得価格】</p> <p>--- 500 万円以上</p>	課税免除	固定資産税	3年間

29442

奈良県

大淀町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
製造業・旅館業 【資本金】 【取得価格】 1,000 万円以上 500 万円以上 5,000 万円以下 1,000 万円以上 5,000 万円超 2,000 万円以上 情報サービス業等、農林水産物等販売業 取得価格が 500 万以上	—	不均一課税	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
大淀町企業立地の促進に関する条例	H20.7	新設・増設・改修・移転 次のすべてに該当するもの ①投下固定資産総額(土地取得費を除く)が1億円以上(増設の場合は5,000万円以上) ②建物延床面積が1,000㎡以上 (増設の場合、増築部分の延床面積が500㎡以上) (改修・移転の場合、それぞれ建替前・移転前の面積以上) ③従業員数が10人以上(当該事業所で常勤雇用する者) ※ただし「風俗営業」「公序良俗に反するもの」「周辺環境に著しく害を及ぼすおそれのあるもの」を除く	助成金 ○固定資産税(家屋・償却資産)、町民税(法人税割)の前年度の課税額の1/5に相当する額 (増設の場合は固定資産税(家屋)のみ対象) (改修・移転の場合は固定資産税(家屋・償却資産)のみ対象) ○期 間 5年間

29443

奈良県

下市町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準	措置事項	措置範囲	適用期間
新設、増設、改修 ※ただし資本金の額が5,000万超は、新設・増設のみ 取得価格 ① 製造業・旅館業 500万円以上(ただし、資本金の額が5,000万円超1億円以下 1,000万円以上、1億円超 2,000万円以上) ② 情報サービス業等、農林水産物等販売業 500万円以上	課税免除	固定資産税	3年間

29444

奈良県

黒滝村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
対象となる設備投資	投下固定資本額(万円以上)			
<p>○過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に係る村税の特別措置条例</p> <p>取得又は製作若しくは建設</p> <p>※建物及びその附属設備にあつては改修(増築、改築、修繕又は模様替のための工事による取得又は建設を含む。)</p> <p>※資本金の額が 5,000 万円超である法人は新設・増設のみ</p>	<p>(1) 製造業又は旅館業 500 万円(資本金の額が、5,000 万円を超え 1 億円以下である法人が行うものにあつては 1,000 万円、1 億円を超えるもの法人が行うものにあつては 2,000 万円)</p> <p>(2) 情報サービス業等農林水産物販売業等 500 万円</p>	課税免除	固定資産税	3年間

29446

奈良県

天川村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
新增設	2,700	課税免除	固定資産税	3年間

29449

奈良県

十津川村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
過疎地域の持続的 発展の支援に関する 特別措置法の適用 に伴う固定資産税の 特例に関する条例	H12.6 H28.3 改定 R3.12 改定	○新設・増設 製造業又は旅館業 500 万円(資本金の額等が 5,000 万円超 え 1 億円以下である法人が行うものにあつては 1,000 万円と し、資本金の額等が 1 億円超えである法人が行うものにあつ ては 2,000 万円とする) 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500 万円	措置事項:課税免除 措置範囲:固定資産税 適用期間:3年度

29450

奈良県

下北山村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額 (万円以上)	従業員(人以上)			
○製造業又は旅館業 【資本金】 【取得価格】 5,000 万円以下 500 万円以上 5,000 万円超 1,000 万円以上 1 億円超 2,000 万円以上	—	課税免除	固定資産税	3年間
○情報サービス事業又は農林水産物等 販売業 【資本金】 【取得価格】 --- 500 万円以上				
※資本金が 5,000 万円を超える法人は 新設・増設に限る				